

豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により豊田市内に設置する私立幼稚園の施設整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、私立幼稚園の施設を整備することにより、施設の安全確保及び保育環境の向上を図るとともに、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市内における私立幼稚園の設置者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、この要綱の適用中に補助金の額に影響を及ぼすような国又は県の補助制度の改正がされた場合には、補助金の額を減額することができる。

（端数処理）

第5条 補助金の額の決定に当たっては、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業を実施する前年度の市長が定める日までに、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金協議書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、入所児童の安全確保のため緊急的に必要と認められるもの又は待機児童対策のため必要と認められるものについては、この限りでない。

（補助金額の内示）

第7条 市長は、前条の協議書を受理し補助金の交付を適当と認めたときは、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金内示額通知書（様式第2号）により、補助事業者に補助金の内示額を通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業に係る入札後着手前までに、

豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、提出しなければならない。

（交付の決定通知）

第9条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 この補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- （1）補助事業の内容のうち、建物等の用途を変更する場合及び補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けずに当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- （4）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- （5）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は豊田市私立幼稚園施設整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本社等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなけ

ればならない。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(7) 市長は補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、(1) から (6) に掲げる条件のほかに条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第 11 条 第 9 条の規定にかかわらず、市長は、第 8 条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(計画変更)

第 12 条 補助事業者が、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、市長に豊田市私立幼稚園施設整備費補助金計画変更承認申請書（様式第 5 号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認めたときは、第 9 条第 1 項による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第 1 3 条 市長は、前条第 2 項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、
豊田市私立幼稚園施設整備費補助金変更決定通知書（様式第 6 号）により、補助事業者
に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、完了の日
から起算して 3 0 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、
豊田市私立幼稚園施設整備費補助金実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて提出
しなければならない。

（額の確定及び交付）

第 1 5 条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたと
きは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金確定通知書
（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払
することができる。

3 補助事業が完了した場合において、当該補助事業の実施に要した経費の実績額（以下
「実績額」という。）が補助金交付決定額に満たなかったときは、補助金の額は実績額の
範囲内とする。

（検査等）

第 1 6 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業に関し必
要な検査をすることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第 1 7 条 市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付
した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一
部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（委任）

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

補助事業名	補助対象経費	補助率
幼稚園園舎増改築事業	国の補助採択事業であって、補助対象経費は国基準に準じる。ただし、県の補助採択事業の耐震改築・危険建物改築については、県基準に準じる。	3分の1以内（耐震改築・危険建物改築の場合、6分の1以内）。ただし、補助金の額は、3,000万円を限度とする。
幼稚園一般整備事業	国又は県補助採択事業に該当しない事業であって、園児の安全又は良好な保育環境の確保のために市長が必要と認めた修繕、設備整備等に要する経費。ただし、経費が200万円以上の事業に限る。	3分の1以内。ただし、補助金の額は、300万円を限度とする。

備考

- 1 国の補助とは、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）による補助をいう。
- 2 県の補助とは、愛知県私立学校施設設備費補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）による補助をいう。